

「西宮市消費生活審議会（消費者教育推進地域協議会）」公募委員募集要項

西宮市では、市民の安心・安全な消費生活の確保を目的に消費者施策に関する事項を審議し、意見及び提言を求めるため西宮市消費生活審議会を設置しています。

この審議会において、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民（消費者）から公募します。

西宮市消費生活審議会では、消費者教育推進地域協議会としての役割も担っており、令和3年度に策定された「第2次西宮市消費者教育推進計画」（計画期間5年）の進捗状況、消費者行政に関する施策について審議します。

募集の詳細については、次のとおりです。

【募集人数】 若干名

【応募資格】 令和6年7月1日現在で、次の要件をすべて満たすもの

- ① 本市に在住または在勤する満18歳以上のもの
- ② 本市の消費生活問題に関心があり、消費者教育に熱意のあるもの
- ③ 本市の他の附属機関の委員でないもの
- ④ 本市の職員または市議会議員でないもの

【応募方法】 公募委員申込書に応募の動機など必要事項を記入の上、A4用紙に『最近の消費者問題について思うこと』の小論文（1,200字程度・様式自由）を作成、添付し、応募期限までに持参または郵送（当日消印有効）、Eメールにより提出。

【応募期限】 令和6年4月22日（月）

【委員活用内容及び報酬】

- ① 審議会に出席し、消費生活に関する現状の施策のあり方や、消費者教育推進に関する施策について市民（消費者）の立場から意見や提言を行う。
- ② 審議会の開催は、平日執務時間中、年3回（各2時間）程度。
- ③ 審議会の出席者には、規定により報酬（12,400円所得税、交通費含む）を支払う。

【任 期】 令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間

【選考方法】 公募委員申込書及び小論文により書類審査を行い、必要に応じて面接を行う。

【その他】 選考結果の通知については、後日、本人宛て文書によって行う。

応募書類については返却しない。

申し込み用紙は、消費生活センター、市役所総合案内・各支所・サービスセンター・アクタ西宮ステーションに設置。ホームページからダウンロード可能。

【応募先・問合せ】

西宮市消費生活センター

〒663-8035 西宮市北口町1番1号 ACTA西宮 西館3階

TEL:0798-69-3156 FAX:0798-69-3162

E-mail: vo_syohisei@nishi.or.jp